

●香川県告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市港町	丸亀市港町307番9、312番、317番の地先の公有水面埋立地
-------	---------------------------------